

支配獲得時におけるのれんと少数株主持分の測定 ～IASBとFASBの新企業結合会計基準を中心に～

Initial Measurement of Goodwill and Non-Controlling Interests:
Revised Accounting Standards for Business Combinations
by IASB and FASB

向 伊知郎*

Ichiro MUKAI

1 はじめに

日本の企業結合会計基準は、2003年に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」である。日本の企業結合会計基準には、2005年にヨーロッパ連合 (European Union) の欧州証券規制当局委員会 (The Committee of European Securities Regulators, CESR) が行ったEU同等性評価の「技術的助言」において、最も多くの補正措置項目が指摘されている¹⁾。

企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan, ASBJ) は、EU 同等性評価に対応すべく、2006年に企業結合プロジェクト・チームを立ち上げた。企業結合プロジェクト・チームは、2007年に「企業結合会計に関する調査報告－EU による同等性評価に関連する項目について－」を作成して、ASBJに提出している²⁾。ASBJは、その報告書をもとに、2007年12月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」(論点整理)を公表した。

論点整理は、具体的に6つの論点を取り上げて、日本と国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, IASB) の会計基準の相違事項を明らかにした上で、今後の方向性を示している。日本とIASBの企業結合会計基準の間の相違点として特に注目されてきた持分プーリング法 (pooling of interest method) の取り扱いでは、近い将来、持分プーリング法の廃止の方向性が示唆されている³⁾。その他にも、論点整理は、株式を対価とする場合の対価の測定日、負ののれんの会計処理、少数株主持分の測定、段階的取得により支配を獲得する場合における会計処理、外貨建てののれんの換算方法などについて検討している。

*愛知学院大学経営学部教授－国際会計

Professor, Faculty of Management, Aichi Gakuin University - International Accounting

ASBJが、日本とIASBの企業結合会計基準を収斂させるべく努力している一方で、IASBとアメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）は共同プロジェクトを立ち上げて、企業結合会計基準の改訂作業を進めてきた。共同プロジェクトは、企業結合の会計処理方法であるパーチェス法（purchase method）の適用上の問題とIASBおよびFASBの会計基準の相違の除去について検討してきた。その検討過程では、IASBとFASBは2005年に共同で、用語をのぞいて同一の内容の公開草案（以下、IASB/FASB公開草案）を公表した⁴⁾。

IASB/FASB公開草案には、287に及ぶコメントが寄せられた。それらのコメントの内容を検討した後、IASBは2008年1月に国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）第3号改訂版（以下、改訂IFRS第3号）を、およびFASBは2007年12月に財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards, SFAS）第141号改訂版（以下、改訂SFAS第141号）を公表した⁵⁾。これらの内容は、IASB/FASB公開草案と異なって、完全に一致した内容ではない。具体的には、のれんの当初測定において、改訂SFAS第141号は、IASB/FASB公開草案と同様に、全部のれんを義務づけているが、改訂IFRS第3号は、一取引に一会計処理の原則を崩して、全部のれんと買入のれんといった2つの異なった会計処理方法からの選択を容認している。また、改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、IASB/FASB公開草案が提案していた全部のれんの当初測定の方法を変更している。これらは、企業結合会計基準において、のれんの認識および測定について意見の一致を図ることがきわめて難しい問題であることを示している。

本稿は、企業結合会計基準を国際的に収斂する場合に問題となる全部のれんの計上が、どのような根拠に基づいていて、かつどのような問題を抱えているのかについて明らかにすることを目的とする。のれんの認識および測定の問題は、100%未満の株式取得による支配獲得により生ずる少数株主持分の問題と密接に関連する。本稿では、IASB/FASB公開草案と改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号の内容を参照して、全部のれんと少数株主持分の当初測定の問題について検討する。

2 のれんの意義

(1) のれんの定義

日本の企業結合会計基準をはじめ、2001年に公表されたSFAS第141号（以下、2001年SFAS第141号）および2004年に公表されたIFRS第3号（以下、2004年IFRS第3号）は、のれんを次のように定義している。日本の企業結合会計基準は、のれんを被取得企業または取得した事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として定義している⁶⁾。2001年SFAS第141号は、の

れんを被取得企業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債の純額の超過額として定義した⁷⁾。2004年IFRS第3号は、のれんを企業結合の取得原価が、被取得企業の識別可能資産・負債および偶発負債の正味公正価値に対する取得企業の持分割合相当額を超過する額と規定している⁸⁾。

日本およびこれまでのIASBおよびFASBにおけるのれんの定義は、いずれも取得企業の取得原価となる支払対価が、被取得企業から取得する資産および引き受ける負債の金額の持分相当額を超えた部分である。のれんには、少数株主持分ののれんは含まれない。これは買入のれんと呼ばれ、取得企業の持分を重視している点で、連結会計主体観における親会社説に基づいた考え方である⁹⁾。

一方、IASB/FASB公開草案は、のれんは個別に識別および認識することのできない資産から生じる将来の経済的便益であると定義した¹⁰⁾。改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、のれんは個別に識別および認識することのできない企業結合において取得されるその他の資産から生じる将来の経済的便益を表象する資産であると定義した¹¹⁾。

このようなのれんは、少数株主持分に相当するのれんまでを含めたものであり、全部のれんを意味する。全部のれんは、のれんが生み出す将来の経済的便益全体を重視していて、それら経済的便益の中の取得企業の持分割合だけに限定したものではない。これは、被取得企業自体の公正価値を重視しており、連結会計主体観における経済的単一体説に結びつく考え方である¹²⁾。

(2) のれんの構成要素

2001年SFAS第141号は、アメリカの実務で認識されてきたのれんの金額が、以下の6つの要素から構成されると説明している¹³⁾。

- ①買収日における被取得企業の純資産の帳簿価額を超える公正価値の超過額
- ②買収日において被取得企業が認識していない他の純資産の公正価値
- ③被取得企業の現存する事業の継続企業要素の公正価値
- ④被取得企業と取得企業の純資産および事業を結合することにより生じると予測されるシナジー効果およびその他の便益の公正価値
- ⑤取得企業の価格付けにおける誤謬に起因する被取得企業の過大評価
- ⑥取得企業による意図的な過大支払いまたは過少支払い

これらの中で、本来の意味でのれんとして計上されるべきものは、③および④である。2001年SFAS第141号は、③および④を「コアのれん」として、それら以外は別途資産または損益として計上するように要求していた¹⁴⁾。

2004年IFRS第3号は、のれんを取得企業の取得原価と、被取得企業から取得する資産および引き受ける負債の金額の持分相当額との残余として測定すると、のれんに

は以下の構成要素が含まれると説明している¹⁵⁾。

- ①被取得企業の現存する事業の継続企業要素の公正価値
- ②被取得企業と取得企業の純資産および事業を結合することにより生じると予測されるシナジー効果およびその他の便益の公正価値
- ③取得企業の価格付けにおける誤謬に起因する被取得企業の過大評価
- ④取得企業による意図的な過大支払いまたは過少支払い

これらの構成要素は、2001年SFAS第141号におけるのれんの構成要素の中の③から⑥に一致している。2004年IFRS第3号も、2001年SFAS第141号の③および④に対応した、①および②を「コアのれん」と呼んでいる。

「コアのれん」のうち、2001年SFAS第141号の③および2004年IFRS第3号の①は、被取得企業に関連し、被取得企業の純資産の超過収益力を意味する。それは、被取得企業が内部で形成したか、または以前に行われた企業結合によって取得した既存ののれんを表している。2001年SFAS第141号の④および2004年IFRS第3号の②は、被取得企業および取得企業の両方に関連して、企業結合によって作られる超過収益力であり、結合によって生じると予測されるシナジー効果を表している。このようなのれんの性質から、のれんは、取得企業の持分割合に相当する買入のれんに必ずしも限定されるものではない。

(3) 資産の定義からみたのれん

2001年SFAS第141号および2004年IFRS第3号は、「コアのれん」が資産として認識されるべきか否かについて、概念フレームワークの資産の定義から検討を行っている¹⁶⁾。

FASBの財務会計概念書 (Statement of Financial Accounting Concepts, SFAC) 第6号は、資産を、過去の取引または事象の結果として、特定の企業実体によって取得されまたは支配されている発生の可能性の高い将来の経済的便益と定義している¹⁷⁾。IASBの『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』は、資産を、過去の取引の結果として実体が支配し、かつ将来の経済的便益が実体に流入することが期待される資源と定義している¹⁸⁾。このように定義される資産は、日本でも同様に考えられている。日本の概念フレームワークは、資産を、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源と定義している¹⁹⁾。

2001年SFAS第141号および2004年IFRS第3号は、のれんの生み出す経済的便益を別個に測定することはできないが、他の資産等と合同で将来の経済的便益を創出するものであると考えている。また、のれんは、過去の取引または事象の結果、取得企業が支配持分を取得した取引であると説明して、のれんが資産の定義を満たすと結論づけている²⁰⁾。

次に問題となるのは、企業実体が支配する被取得企業の資産の範囲である。IASBおよびFASBは、仮に取得企業が被取得企業の持分の100%未満を取得して支配力を獲得した場合においても、取得企業は被取得企業の資産の100%を支配すると考えている。2004年IFRS第3号は、意図としては親会社の所有者に主眼があるが、企業集団の境界を定義するために支配の概念を用いている連結モデルでは、その企業集団の連結財務諸表の目的は、親会社の所有者に対して、支配下にある資源についての情報を、その資源に対して親会社が保有している所有持分の大きさに影響されずに提供することであると説明している²¹⁾。

のれんが資産の定義を満たして、取得企業が被取得企業から取得して支配する資産であるならば、仮に取得企業が被取得企業の持分の100%未満を取得して支配力を獲得した場合においても、取得企業は被取得企業の資産の100%を支配すると考えて、買入のれん以上に全部のれんの考え方の方が望ましい。

3 IASB/FASB公開草案におけるのれんと少数株主持分

IASB/FASB公開草案は、2004年IFRS第3号と同様に、企業結合の会計処理として取得法 (acquisition method)²²⁾だけを規定することに加えて、買入のれんに代えて全部のれんを計上して、かつ被取得企業を公正価値で評価して少数株主持分を計算することを提案した。

IASB/FASB公開草案は、取得法による企業結合の会計処理を、次の4段階によって進める提案をしている²³⁾。

- ①取得企業を識別
- ②取得日を決定
- ③被取得企業の公正価値を測定
- ④取得される資産および引き受ける負債の認識および測定

のれんは、被取得企業の公正価値と識別可能な取得される資産および引き受ける負債の公正価値との差額として認識および測定される²⁴⁾。これは、少数株主持分の金額にのれんが含まれることになり、全部のれんを意味する。少数株主は、被取得企業の株式を、新たに対価を支払って取得したわけではない。これは、これまでのれんの計上は有償取得に限るべきであるという考えのもとに、少数株主持分に係るのれんの計上は認められなかった会計処理方法からの大きな変更である。

その上で、親会社に帰属するのれんは、取得日における親会社の被取得企業の株式持分の公正価値 (支払対価) と、取得日における識別可能な取得される資産および引き受ける負債の公正価値における取得企業の持分割合との差額として測定される。のれん全体の金額と取得企業に帰属するのれんとの差額は、少数株主持分に配分

される²⁵⁾。このような全部のれんの配分方法は、これまでの親会社取得した買入のれんを基礎として、少数株主持分に帰属するのれんを比例的に推定計算するものとも異なっている。

IASB/FASB公開草案が、全部のれんを認めた理由は、次の通りである。

概念フレームワークをはじめとして、現在考えられている会計基準は公正価値評価の考え方を取り入れている。これは、被取得企業を公正価値で測定することを正当化する。これは、これまで企業結合会計において用いられてきたパーチェス法あるいは取得法、および連結会計における子会社の資産および負債の公正価値評価と理論的に整合する。全部のれんの計上では、被取得企業の識別不能な資産および負債を含めて、被取得企業自体の公正価値評価が行われる。これは、被取得企業を取得企業の持分割合だけに焦点を当てて価値評価するのではなく、被取得企業全体の価値評価を行うという意味で、経済的単一体説の考え方に基づく²⁶⁾。

全部のれんは、取得企業の持分割合にとどまらず、少数株主の持分割合までも含めた企業集団全体の公正価値と、全面時価評価法で再評価された識別可能純資産額との差額である。ここで、被取得企業の公正価値の測定方法には、被取得企業株式を取得した対価が最も望ましい。しかし、被取得企業株式の取得対価が公正価値として望ましくない場合には、その他の観察可能な価格に基づくことになる。もし、それも困難であるならば、信頼できるデータを用いて、目的適合的な基礎によるマーケット・アプローチ、インカム・アプローチ等の一定の方法が用いられることになる²⁷⁾。

IASB/FASB公開草案は、全部のれんの計算について、設例をもうけて説明している。

【設例1】100%未満の株式取得時におけるのれんの配分(1)²⁸⁾

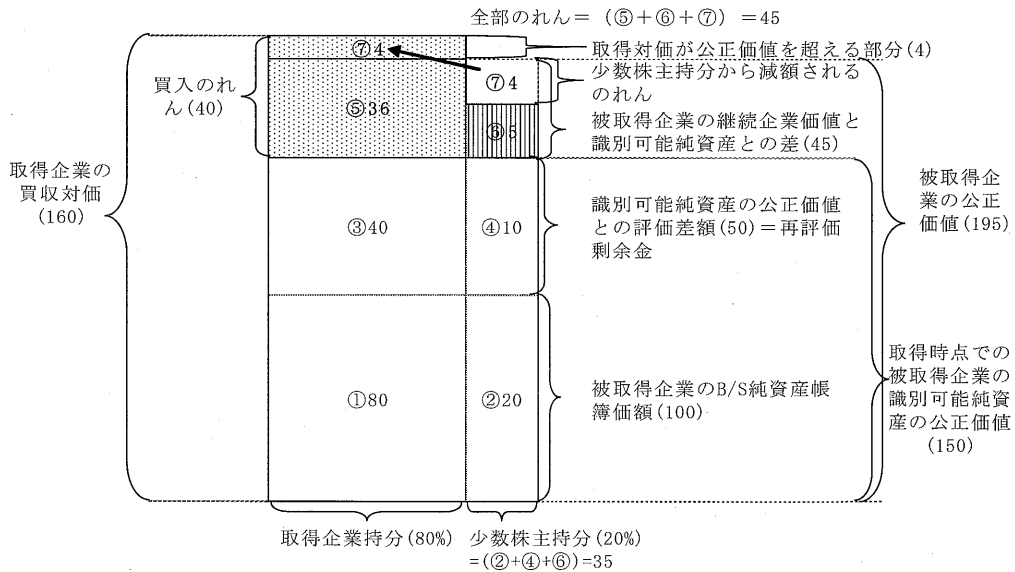
20×1年4月1日に、P社がS社株式80%を通貨単位（CU）160で取得した。S社の識別可能資産の帳簿価額はCU160および公正価値はCU210である。識別可能負債の帳簿価額はCU60および公正価値もCU60である。また、S社の公正価値は、一定の方法で測定したところCU195であった（資料参照）。P社および少数株主に帰属する全部のれんおよび少数株主持分の金額を計算しなさい。

【解説】

図表1 全部のれんと少数株主持分の計算（1-1）

〔資料〕 貸借対照表*1)							CU
S社							195
諸資産	210	諸負債	60		被取得企業(S社)の公正価値:		
		純資産	150		被取得企業(S社)の識別可能資産および負債		-150
					の公正価値評価後純資産		
					全部のれん		45
	210		210				
*1) 識別可能資産および負債の公正価値評価後					のれんの配分		CU
					取得企業(P社)取得「被取得企業株式」対価		160
					取得企業(P社)所有分S社の識別可能資産および負債の公正価値評価後純資産		-120
					取得企業(P社)に帰属するのれん		40
					少数株主に帰属するのれん		5
					少数株主持分の計算		CU
					識別可能資産および負債の公正価値評価後純資産		150
					取得企業(P社)持分(80%)		-120
					少数株主持分(20%)		30
					少数株主に帰属するのれん		5
					少数株主持分		35

図表2 全部のれんと少数株主持分の計算（1-2）



全部のれんとして計上されるのは、S社の公正価値とS社の識別可能な資産および負債の公正価値評価額との差額である。ここで、全部のれんを取得企業の部分と少数株主持分とに配分する。P社に帰属するのれんは、P社の支払対価までである。P社は、S社の公正価値に対するP社持分割合（ $190 \times 80\% = 156$ ）よりも、S社株式を高く（160）取得している。したがって、本来、少数株主持分ののれんと考えられる部分（⑦）が控除されて、P社に帰属するのれんとして計上される。このような全部のれ

んの配分では、少数株主持分に帰属するのれんの金額が残額として計算され、それが何を意味するのかが不明である。

【設例2】100%未満の株式取得時におけるバーゲン・パーチェス(1)²⁹⁾

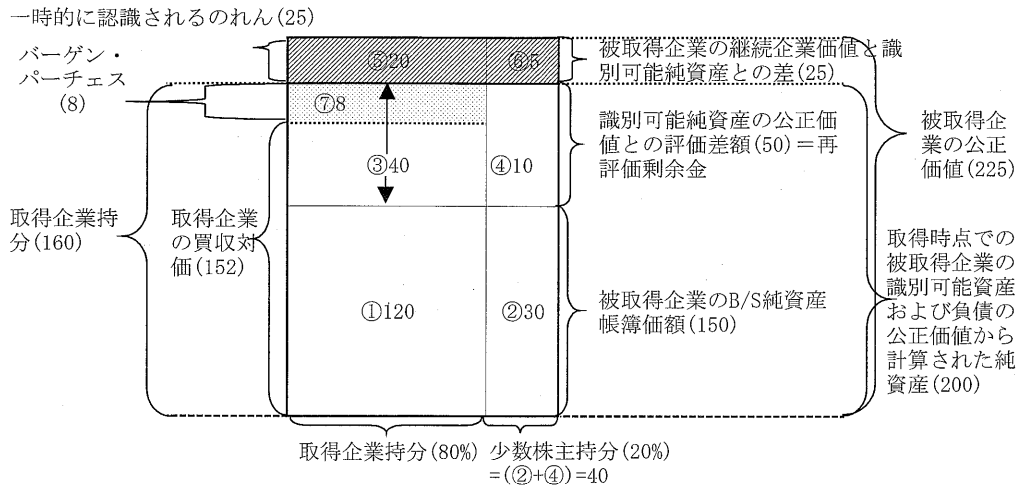
20×1年4月1日に、P社がS社株式80%をP社株式CU152と交換で取得した。S社の識別可能資産の帳簿価額はCU200および公正価値はCU250である。識別可能負債の帳簿価額はCU50および公正価値もCU50である。P社はS社の公正価値が支払対価を超えているため、支払対価およびS社の識別可能資産および負債の公正価値評価を行った。しかしその結果、P社はS社の公正価値を混合評価方式(multiple valuation techniques)で225と見積もった(資料参照)。P社のれんの金額およびバーゲン・パーチェスに基づく利益の金額を計算しなさい。

【解説】

図表3 全部のれんと少数株主持分の計算(2-1)

〔資料〕 貸借対照表*1)				被取得企業 取得企業 少数株主 業全体 の持分 の持分		
S社				CU	CU	CU
諸資産	250	諸負債	50	225	180	45
		純資産	200	-200	-160	-40
	<u>250</u>		<u>250</u>	<u>25</u>	<u>20</u>	<u>5</u>
*1) 識別可能資産および負債の公正価値評価後				のれんの配分		
					CU	
				被取得企業(S社)の公正価値:	180	
				取得企業(P社)取得「被取得企業株式」対価	-152	
				取得企業(P社)に帰属するのれん	<u>332</u>	
				一時的に取得企業(P社)に認識されるのれん	-20	
				バーゲン・パーチェス	<u>312</u>	
				少数株主持分の計算		
				CU		
				識別可能資産および負債の公正価値評価後純資産	200	
				取得企業(P社)持分(80%)	-160	
				少数株主持分(20%)	40	
				少数株主に帰属するのれん	0	
				少数株主持分	<u>40</u>	

図表4 全部のれんと少数株主持分の計算 (2-2)



この場合、S社の公正価値(225)とS社の識別可能な資産および負債の公正価値評価額(200)との差額(25)は、一時的にのれんと考えられるが、それはゼロまで削減される。次いで、P社の支払対価(152)が、S社の識別可能な資産および負債の公正価値評価額のうちP社の持分割合(160)よりも少ないことから、差額(8)がバーゲン・パーチェスとして認識される。少数株主持分は、S社の識別可能な資産および負債の公正価値評価額(200)とP社の支払対価(152)およびバーゲン・パーチェス(8)との差額(40)として計算される。

のれんは、S社の公正価値とS社の識別可能な資産および負債の公正価値評価額との差額であるが、この設例では、P社の支払対価が、S社の識別可能な資産および負債の公正価値評価額におけるP社の持分割合よりも少ないために、少数株主に帰属するのれんは計上されない。

4 改訂企業結合会計基準におけるのれんと少数株主持分

IASB/FASB公開草案における全部のれんに関して、数多くの批判的なコメントが寄せられた。具体的には、IASB/FASB公開草案では、公正価値の見積もりが強調されすぎていて、公正価値の見積もりに信頼性が欠如するというものであった。全部のれんは、親会社説の考え方と矛盾するという指摘もあった³⁰⁾。その結果、改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、IASB/FASB公開草案が提案した4段階による取得法による企業結合の会計処理を、次のように変更した³¹⁾。

- ①取得企業を識別
- ②取得日を決定

③識別可能な取得される資産、引き受ける負債および被取得企業における少数株主持分の認識および測定

④のれんまたはバーゲン・パーチェスによる利益を認識および測定

IASB/FASB公開草案からの大きな変更点は、③および④にある。すなわち、改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、被取得企業全体の公正価値評価に代えて、少数株主持分を公正価値で評価するように規定した。これは、被取得企業全体を公正価値で評価するよりも、企業結合により被取得企業から取得する各構成要素を公正価値評価することに焦点を当てるためである³²⁾。

改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、のれんを下記の①と②の差額として測定するように規定している³³⁾。

①以下の（ア）から（ウ）の合計金額

（ア）当該基準書に従って計算された支払対価³⁴⁾

（イ）被取得企業における少数株主持分の公正価値

（ウ）段階取得による企業結合の場合には、以前に取得されていた被取得企業の株式の取得日における公正価値

②当該基準書に従って計算された取得日における識別可能な取得する資産および引き受ける負債の正味金額

のれんは、原則、企業結合に伴う取得企業の支払対価と、被取得企業における少数株主持分の公正価値評価額の合計金額から、被取得企業の識別可能純資産の公正価値評価額を控除して計算される。これは、取得企業の買入のれんの金額と、少数株主持分ののれんの金額とを分離計算することを可能とする。

このように取得法による企業結合の会計処理を変更することによって、改訂IFRS第3号は、全部のれんと買入のれんのいずれかを選択する方法を容認した。一方で、改訂SFAS第141号は、全部のれんをただ一つの会計処理方法として規定し続けた。

改訂SFAS第141号が示すのれんの計算を、IASB/FASB公開草案の設例を若干変更して考察すると、次のようになる。

【設例3】100%未満の株式取得時におけるのれんの配分(2)

20×1年4月1日に、P社がS社株式80%を通貨単位（CU）160で取得した。S社の識別可能資産の帳簿価額はCU160および公正価値はCU210である。識別可能負債の帳簿価額はCU60および公正価値もCU60である。また、P社以外が所有するS社の少数株主持分の公正価値は、一定の方法で測定したところCU35であった（資料参照）。全部のれんの金額およびP社および少数株主に帰属するのれんの金額を計算しなさい。

【設例4】100%未満の株式取得時におけるバーゲン・パーチェス (2)³⁵⁾

20×1年4月1日に、P社がS社株式80%をP社株式CU150と交換で取得した。S社の識別可能資産の帳簿価額はCU200および公正価値はCU250である。識別可能負債の帳簿価額はCU50および公正価値もCU50である。また、P社以外が所有するS社の少数株主持分の公正価値は、一定の方法で測定したところCU42であった（資料参照）。のれんの金額およびバーゲン・パーチェスに基づく利益の金額を計算しなさい。

【解説】

図表7 全部のれんと少数株主持分の計算 (4-1)

[資料] 貸借対照表*1)			
S社		CU	
諸資産	250	諸負債	50
		純資産	200
	<u>250</u>		<u>250</u>

*1) 識別可能資産および負債の公正価値評価後

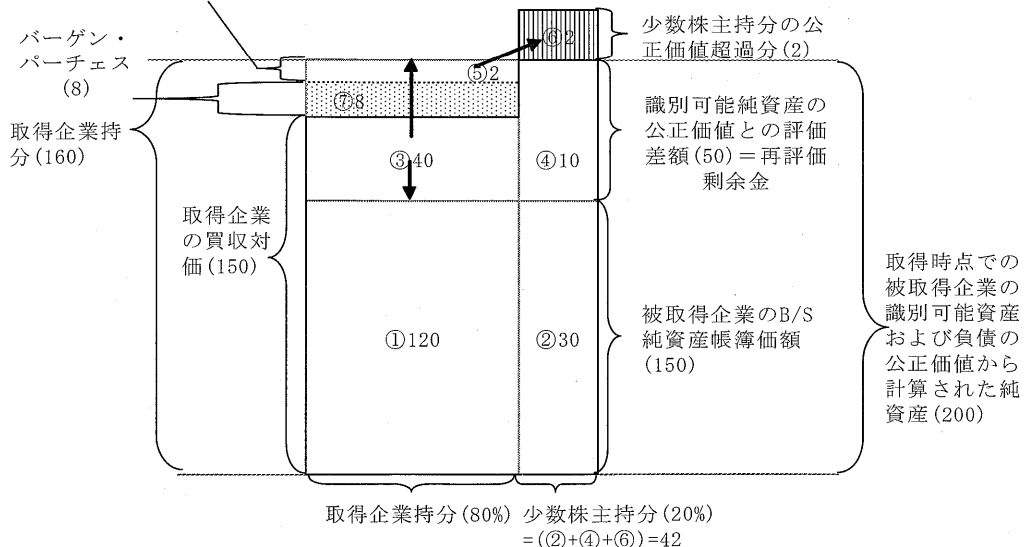
	CU
支払対価	150
被取得企業における少数株主持分の公正価値 以前に取得されていた被取得企業の株式の取 得日における公正価値	42
合計	<u>192</u>
識別可能な資産および負債の正味金額 差額*)	<u>-200</u>
	<u>392</u>

*) 正の場合にのれん、負の場合にバーゲン・パーチェス

	CU
被取得企業の取得対価	150
取得企業の持分割合	80%
被取得企業における少数株 主持分の公正価値評価額	42

図表8 全部のれんと少数株主持分の計算 (4-2)

取得企業持分から減額されるのれん(2)



これは、P社の支払対価（150）とS社における少数株主持分の公正価値（42）の合計金額から、S社の識別可能な資産および負債の公正価値評価額（200）との差額が負の値（－8）となり、バーゲン・パーチェスである。ここで、図表8をみて理解できるように、S社の識別可能純資産（200）の中のP社の持分割合は160であり、それをP社は150で取得していることから、P社が割安で取得した部分は10と計算される。それにもかかわらず、バーゲン・パーチェスが8と計算されるのは、少数株主持分に含まれているのれん（2）が控除されるからである。ここでは、少数株主持分の公正価値が重視されて、バーゲン・パーチェスの金額は残額として計算される。

5 むすび

本稿では、企業結合会計基準におけるのれんと少数株主持分の測定に焦点を当てて、全部のれんの意義および計算方法について、IASBおよびFASBの公開草案および会計基準書を参考に検討した。

全部のれんは、自己創設のれんの計上の問題との関わりもあって、これまで認められてこなかった。しかし、のれんの構成要素および資産の定義を検討すると、のれんは取得企業の持分割合に限定されるものではない。

IASB/FASB公開草案は、全部のれんの計上を提案した。そこでは、被取得企業の公正価値と被取得企業の識別可能純資産の公正価値評価額との差額から、全部のれんは金額は測定された。その後、取得企業の支払対価と識別可能純資産の公正価値評価額における取得企業の持分割合との差額が、取得企業ののれんとして配分計算された。これは、被取得企業を企業集団に含めることによる企業集団全体の収益性を重視しており、連結会計主体観として経済的単一体説に基づいた考え方である。

しかし、IASB/FASB公開草案が提案した少数株主持分の計算方法は、少数株主持分を残額として計算することになり、少数株主持分に帰属するのれんは金額が何を意味するのかが不明となる問題が指摘された。また、バーゲン・パーチェスの金額は、被取得企業から取得した識別可能純資産の公正価値評価額を基礎として計算された。これは、IASB/FASB公開草案が強調した被取得企業の公正価値評価を意味のないものとしている。バーゲン・パーチェスの場合の少数株主持分は、まさに識別可能純資産の公正価値評価額の少数株主持分の比例割合になった。

改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、IASB/FASB公開草案に対するコメントレーターにおける、公正価値評価という見積もりがあまりに重視されすぎているという批判、および連結会計主体観における親会社説に基づいた連結財務諸表の考え方と矛盾するという批判に応じて、被取得企業全体の公正価値評価の考え方を規定していない。そこでは、被取得企業から取得する識別可能な資産および負債の公正価値評

価と少数株主持分の公正価値評価が規定された。この方法は、被取得企業を取得企業の持分割合と少数株主持分割合とに明確に区別することを可能にする。これは、取得企業である親会社が企業結合により獲得した部分を重視した測定の方法であり、それに少数株主持分を公正価値評価して加算する計算方法である。ここから、改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、連結会計主体観として、IASB/FASB公開草案が重視した経済的単一体説から親会社説へ重点を移行していると考えられる。その結果、改訂IFRS第3号は、IASB/FASB公開草案がただ一つの方法として提案した全部のれんに加えて、買入のれんの計上を容認している。

全部のれんは、①取得企業の支払対価と被取得企業の識別可能純資産の公正価値評価額における取得企業の持分割合との差額と、②少数株主持分の公正価値評価額と被取得企業の識別可能純資産の公正価値評価額における少数株主持分割合との差額の合計として計算される。①は、買入のれんを意味する。バーゲン・パーチェスの場合にも、全部のれんの計算と同様の方法で計算されるが、バーゲン・パーチェスとして利益に算入される金額は、少数株主持分に帰属するのれんの部分がバーゲン・パーチェスの利益の金額から控除して表示されることになる。この方法は、親会社が獲得した利益の一部と相殺するもので、親会社説の考え方とは矛盾する。

IASB/FASB公開草案、改訂IFRS第3号および改訂SFAS第141号は、いずれも連結会計主体観として親会社説に基づくのか、経済的単一体説に基づくのかについて検討していない。この問題は、IASBとFASBが共同プロジェクトとして同様に検討を進めている概念フレームワークにおいて検討する予定であるという。連結会計主体観として何に基づくのかを明確にしない限り、全部のれんの是非、全部のれんをどのように計算するのか、その結果、少数株主持分が何を表すのかといった問題の解決は困難である。

注

- 1) (The) Committee of European Securities Regulators, CESR, 2005, *CESR's Technical Advice to the European Commission on a Possible Amendment to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the Historical Financial Information Which must be Included in a Prospectus : Consultation Paper*.
- 2) 企業会計基準委員会, 2007a「企業結合会計に関する調査報告—EUによる同索性評価に関連する項目について—」企業会計準備委員会。
- 3) 企業会計基準委員会, 2007b「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」企業会計準備委員会, p.7。
- 4) International Accounting Standards Board (IASB)・Financial Accounting Standards Board (FASB) 2005, Exposure Draft (ED) *Business Combinations*, IASB・FASB. IASB, 2005, ED, *Consolidated and Separate Financial Statements*, IASB.

- FASB, 2005, ED, *Consolidated Financial Statements*, FASB.
- 5) IASB, 2008a, International Financial Reporting Standards (IFRS) No.3 (Revised) *Business Combinations*, IASB.
IASB, 2008b, International Accounting Standards (IAS) No.27 (Revised) *Consolidated and Separate Financial Statements*, IASB.
FASB, 2007a, Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised) *Business Combinations*, FASB.
FASB, 2007b, SFAS No.160 (Revised) *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements*, FASB.
- 6) 企業会計審議会, 2003b「企業結合に係る会計基準」企業会計審議会, 二, 8。
- 7) FASB, 2001, SFAS No.141, *Business Combinations*, FASB, par.1. (日本公認会計士協会国際委員会訳, 2001『財務会計基準書第141号・企業結合』日本公認会計士協会。)
- 8) IASB, 2004, IFRS No.3, *Business Combinations*, par.51 (b). (企業会計基準委員会訳, 2005『国際財務報告基準書』レクシスネクシス・ジャパン。)
- 9) 向伊知郎, 2007「経済単一体説に基づいた連結財務報告制度の必要性」『会計・監査ジャーナル』2月号, pp.98-105。
- 10) IASB・FASB, 2005, *op.cit.*, par.3 (j).
- 11) IASB, 2008a, *op.cit.*, Appendix A
FASB, 2007a, *op.cit.*, par.3 j.
- 12) 向伊知郎, 前掲論文。
- 13) FASB, 2001, *op.cit.*, B102. (同訳書。)
- 14) *Ibid.*, B103-B106. (同訳書。)
- 15) IASB, 2004, *op.cit.*, BC130. (同訳書。)
- 16) *Ibid.*, BC131. (同訳書。)
- 17) FASB, 1985, Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.6, *Elements of Financial Statements, a replacement of FASB Concepts Statement No.3*, par.25. (平松一夫・広瀬義州訳, 2002『FASB財務会計の諸概念』中央経済社。)
- 18) IASB, 1989, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASB, par.49. (企業会計基準委員会訳, 2005『国際財務報告基準書』レクシスネクシス・ジャパン。)
- 19) 企業会計基準委員会, 2006,「財務諸表の構成要素」討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会, par.4。
- 20) FASB, 2001, *op.cit.*, B111-B116.
IASB, 2004, *op.cit.*, BC132. (同訳書。)
- 21) *Ibid.*, BC127. (同訳書。)
- 22) IASBおよびFASBは, 2005年に公表した公開草案において, これまで用いていたパーチェス法から取得法へと呼称を変更している。
- 23) IASB・FASB, 2005, *op.cit.*, pars.8-9.
- 24) *Ibid.*, par.49.
- 25) *Ibid.*, A62.
- 26) 向伊知郎, 前掲論文, p.100。
- 27) IASB・FASB, 2005, *op.cit.*, A18-26.
- 28) *Ibid.*, A63から作成。
- 29) *Ibid.*, A64から作成。
- 30) IASB, 2008c, *Business Combinations Phase II : Project Summary and Feedback Statement*, IASB, p.13.

- 31) IASB, 2008a, *op.cit.*, pars.4-5.
FASB, 2007a, *op.cit.*, pars.6-7.
- 32) IASB, 2008a, *op.cit.*, BC81.
FASB, 2007a, *op.cit.*, B81.
- 33) IASB, 2008a, *op.cit.*, par.32.
FASB, 2007a, *op.cit.*, par.34.
- 34) 企業結合における支払対価は、公正価値で測定される。その公正価値は、取得日における取得企業が提供する資産、引き渡す負債、取得企業が発行する株式の合計金額として計算される。
IASB, 2008a, *op.cit.*, par.37.
FASB, 2007a, *op.cit.*, par.39.
- 35) IASB, 2008a, *op.cit.*, IE45-49およびFASB, 2007a, *op.cit.*, A71-72から作成。

参考文献

- 川本 淳, 2004「全部のれん方式の論点」『会計』第166巻第3号, pp.47-59。
- 企業会計基準委員会, 2006,「財務諸表の構成要素」討議資料『財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会, 2007a「企業結合会計に関する調査報告—EUによる同等性評価に関連する項目について—」企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会, 2007b「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」企業会計基準委員会。
- 企業会計審議会, 2003a「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会。
- 企業会計審議会, 2003b「企業結合に係る会計基準」企業会計審議会。
- 向伊知郎, 2006「連結財務報告制度のコンバージェンスに向けての日本の選択」『経営学研究』(愛知学院大学)第16巻第1号, pp.79-89。
- 向伊知郎, 2007「経済的単一体説に基づいた連結財務報告制度の必要性」『会計・監査ジャーナル』2月号, pp.98-105。
- (The) Committee of European Securities Regulators, CESR, 2005, *CESR's Technical Advice to the European Commission on a Possible Amendment to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the Historical Financial Information Which must be Included in a Prospectus : Consultation Paper*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) 1985, Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.6, *Elements of Financial Statements, a replacement of FASB Concepts Statement No.3*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳, 2002『FASB財務会計の諸概念』中央経済社。)
- FASB, 2001, Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141, *Business Combinations*, FASB. (日本公認会計士協会国際委員会訳, 2001『財務会計基準書第141号・企業結合』日本公認会計士協会。)
- FASB, 2005, Exposure Draft (ED), *Consolidated Financial Statements*, FASB.
- FASB, 2007a, SFAS No.141, *Business Combinations*, FASB.
- FASB, 2007b, SFAS No.160, *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements*, FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB) 1989, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASB, par.49. (企業会計基準委員会訳, 2005『国際財務報告基準書』レクシスネクシス・ジャパン。)
- IASB, 2005, ED, *Consolidated and Separate Financial Statements*, IASB.

IASB, 2004, International Financial Reporting (IFRS) No.3, *Business Combinations*, IASB. (企業会計基準委員会訳, 2005『国際財務報告基準書』レクシスネクシス・ジャパン。)

IASB, 2008a, IFRS No.3, *Business Combinations*, IASB.

IASB, 2008b, IAS No.27, *Consolidated and Separate Financial Statements*, IASB.

IASB, 2008c, *Business Combinations Phase II : Project Summary and Feedback Statement*, IASB.

IASB・FASB, 2005, ED, *Business Combinations*, IASB・FASB.